

欧米競争政策の動向のポイント

2020年9月25日 No.6

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

- 1 司法省、Geisinger ヘルスと Evangelical コミュニティー病院との取引の阻止を求めて提訴(2020年8月5日)
- 2 司法省、連邦裁判所がパラマウント同意判決を撤廃したと発表(2020年7月23日)
- 3 連邦取引委員会、Arko Holdings による給油所兼コンビニエンスストア運営者 Empire の買収を条件付きで承認(2020年8月25日)

II 欧州競争法(政策)

- 1 買収事件
 - (1) 欧州委員会 PKN Orlen による Grupa Lotos の買収を条件付き承認(2020年7月14日)
- 2 買収事件
 - (1) 欧州委員会、AMS による OSRAM の買収を承認(2020年7月6日)

公益財団法人 公正取引協会
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1
赤坂 KS ビル 2F
電話 03-3585-1241
FAX 03-3585-1265
<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

米国反トラスト事件について紹介する。本号では3件の事件を取り上げる。1件目は、司法省が Geisinger ヘルスによる Evangelical コミュニティー病院の一部買収の阻止を求めて提訴したものである。同取引では、株式30%といった少数株式が取得されたのみならず、業務の一体化を図る提携も行われている。

2件目は、映画スタジオによる映画の映画館への配給方法を規制していた、いわゆるパラマウント同意判決について、ニューヨーク州南部地区連邦裁判所が下した撤廃命令に関するものである。裁判所は、命令理由として、映画産業の市場構造や映画配給・配信形態の飛躍的变化及び垂直的制限等に対する反トラスト法の違法性基準の緩和を挙げている。

3件目は、Arko Holdings による Empire の買収計画について、連邦取引委員会が一定のガソリンやディーゼルの小売市場における給油所兼コンビニエンスストアの譲渡を条件として承認したものである。買収実行後、Arko Holdings は、33州において1350の給油所兼コンビニエンスストアを運営し、また他社運営の給油所1590店舗に燃料を供給することになる。3件の詳細などは以下のとおりである。

1 司法省、Geisinger ヘルスと Evangelical コミュニティー病院との取引の阻止を求めて提訴(2020年8月5日)¹

司法省は8月5日、Geisinger Health(以下「Geisinger」という。)による重要な競争者である Evangelical Community Hospital(以下「Evangelical」という。)の一部買収の阻止を求めて提訴した。訴状によると、本件契約は当事会社ら間の関係を抜本的に変更しており、とりわけ協調行為が行われる蓋然性を高め、また被告らが相互に激しく競争をするインセンティブを低下させている。その結果として本件取引は、ペンシルベニア州中部における診療費の増加、治療サービスの質の低下、また高品質な入院治療サービスの利用可能性の低下をもたらすことになるとされている。本訴状はペンシルベニア州中部地区地裁に提出された。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は次の声明を出した。

「医療市場での競争の確保は、アメリカ人の健康と幸福に重大な影響を与えるがゆえに、司法省にとって優先度の高い課題である。Geisinger と Evangelical との本件契約は、ペンシルベニア州中部地域における医療の費用の低下、また質や活用可能性の向上をもたらしてきた競争を減殺させ、それにより同地域の患者を害するおそれのあるものである。」

ペンシルベニア州中部と北東部における大規模な病院システムである Geisinger 及びペ

¹ Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues to Block Geisinger Health's Transaction With Evangelical Community Hospital, August 5, 2020.

ンシルベニア州ルイスバーグに所在する独立したコミュニティー病院である Evangelical は、ペンシルベニア州中部に所在する 6 郡から成る地域において、急性期入院医療サービスの提供を巡り激しく競争している。両病院は当該地域で合計して約 71% の市場シェアを有する。

訴状によると、Geisinger には、ペンシルベニア州におけるコミュニティー病院を取得するという長い過去があり、当初、Evangelical も全面的に買収することを計画していた。しかし、被告らは、そのような買収は反トラスト法に違反する蓋然性があると認識していた。その代わりに、Geisinger と Evangelical は 2019 年 2 月 1 日、部分的には反トラスト法の適用を回避するため、一部買収契約を締結した。しかし、この契約は、被告らとの間にかなりの程度の協力関係を構築し、それにより被告らが相互に独立して競争をする動機を低下させ、また協調行為が行われる蓋然性を高めている。とりわけ、契約の下、Geisinger は Evangelical の株式 30% を取得しており、また Evangelical に対し 1 億ドル(約 105 億円、1 ドル=105 円)の投資をしなければならない。投資の多くは、Geisinger が承認をした特別のプロジェクトに割り振られることになる。これらの条項は、両病院を財務的に結び付けさせ、それにより予見可能な将来において、Geisinger を Evangelical の重大な資金源にしている。

訴状に記載されている Geisinger の資料によると、Geisinger の投資は、Evangelical を「我々と一体化させて、Evangelical が競争者と提携しないようにするものである」。また、契約は、Geisinger に対して一定の取引又はジョイントベンチャーについて、優先買取権及び優先拒否権を付与している。これらは、他の規定と相まって、Evangelical が他の医療提供者と提携するのを難しくしている。訴状によると、契約の諸規定が相互に関連し合っ、ペンシルベニア州中部地域の入院治療サービス市場において競争の実質的減殺、及び不合理な取引制限をもたらしている。さらに、契約は、地域的な如何なる利益を実現させるためにも、合理的に必要なものでない。

Geisinger は地域の非営利ヘルスケア団体であり、ペンシルベニア州とニュージャージー州で病院、医師診療所、外来通院施設、また緊急治療センターを運営している。Geisinger の看板施設はペンシルベニア州ダンヴィルに所在する Geisinger 医療センターであり、同センターには 574 の病床がある。Geisinger の 2019 年度の収入は約 71 億ドル(約 7455 億円)であった。

Evangelical は、ペンシルベニア州ルイスバーグに所在する非営利の独立したコミュニティー病院であり、それには 132 の病床がある。同病院は、ペンシルベニア州中部において医師診療所を所有し、また緊急治療施設その他幾つかの外来通院施設を運営している。同病院の 2019 年度の収入は 2 億 5900 万ドル(約 271 億 9500 万円)であった。

2 司法省、連邦裁判所がパラマウント同意判決を撤廃したと発表(2020年8月7日)²

司法省は8月7日、一定の映画スタジオが映画を映画館に配給する方法を70年以上も規制していたパラマウント同意判決について、ニューヨーク州南部地区連邦裁判所がその撤廃を命じる命令を下した旨を発表した。司法省は、1890年代に遡る時代遅れの反トラスト判決の見直しの一環として、本件同意判決の見直しをも行った。これらの見直しの結果、本件同意判決の撤廃を含め、800余りの無期限の判決が撤廃された。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を出した。

「我々は、時代遅れのパラマウント同意判決の破棄を求めた反トラスト局の申立てを裁判所が受け入れ、また考慮深い意見を言い渡したことに感謝している。裁判所が指摘したとおり、訴訟が争われていた当時、『風と共に去りぬ』、『オズの魔法使い』及び『素晴らしき哉、人生！』は大ヒット映画となり、また映画産業及びアメリカ人の映画鑑賞形態は、当時から現在までの間、飛躍的な変容を遂げた。市場における本件制限が撤廃されたので、アメリカの企業は、創意工夫を発揮し、消費者の利益に資するような異なるビジネスモデルを自由に模索することができるようになった。」

要するに、裁判所は、パラマウント同意判決が撤廃されれば、自由競争の促進といった公益が何故増進されるかについて、司法省が説得力ある説明を行ったと結論付けた。数十年前に横行していた共謀や慣行はもはや存在していない。新しい技術は、同意判決が下された当時に存在しなかった様々な異なる映画鑑賞形態を作り出した。それらには、ケーブルやブロードキャストテレビ、DVD、及びインターネットストリーミングやダウンロードプラットフォームが含まれる。

本件同意判決にかかる訴訟は1938年に遡る公訴の提起で始まった。1948年パラマウント事件最高裁判決(334 U.S. 131)の言い渡し等につながった数年間にわたる訴訟の末、反トラスト局と被告らは、パラマウント同意判決として知られる一連の同意判決の言い渡しに同意した。これらの同意判決は、映画スタジオらに対して、それらが有する配給会社をそれらが有する映画館から切り離すよう義務付けた。同意判決はまた、様々な映画配給慣行、とりわけ作品の抱合せ販売(複数の映画作品を一つの映画館ライセンスに束ねること)、サーキット・ディーリング(劇場ごとではなくチェーンごとに契約を取りまとめること)、再販売価格維持行為(映画チケットの最低販売価格を設定すること)及び広範過ぎるクリアランスの付与(特定地域において排他的映画作品ライセンスを付与すること)などを禁じた。

裁判所は、同意判決を即座に撤廃したが、作品の抱き合わせ販売とサーキット・ディーリングの禁止規定については2年間の猶予期間を設けた。猶予期間条項の導入は司法省によって要請され、また条項の導入で、映画館と映画スタジオ産業は新ライセンス取決

² Press Release, Department of Justice, Federal Court Terminates Paramount Consent Decrees, August 7, 2020.

めへの移行を秩序だてて実現できるようになった。

3 連邦取引委員会、Arko Holdings による給油所兼コンビニエンスストア運営者 Empire の買収を条件付きで承認(2020年8月25日)³

Arko Holdings Ltd.(以下「Arko Holdings」という。)及び Empire Petroleum Partners, LLC(以下「Empire」という。)は、連邦取引委員会(以下「FTC」という。)が Arko Holdings による Empire の買収案について、4 州内の一定のガソリンとディーゼルの小売市場での競争の実質的減殺が生じるおそれがある旨主張していることを踏まえ、FTC と和解するため、それぞれの市場での資産の譲渡に同意をした。

イスラエルに本社を置く Arko Holdings は、米国ではバージニア州の州都リッチモンドに所在する GPM Petroleum 子会社と GPM Southeast 子会社を通じて事業を展開している。Empire はデラウェア州で設立された法人であり、燃料の卸売販売に従事し、また給油所兼コンビニエンスストアを運営している。

申立書(Complaint)によれば、ガソリンとディーゼルの小売市場はしばしば小規模かつ非常に局地的であり、両製品は他の種類の燃料とは代替可能でない。また、それによると、買収が計画どおりに実行されるならば、インディアナ州、ミシガン州、メリーランド州及びテキサス州の中に所在する 7 つのガソリン小売市場における競争が実質的に減殺されることになる。これらの内の 3 つの小売市場においては、ディーゼル小売市場での競争の実質的減殺も生じることとなるとされている。申立書は、是正措置が講じられなければ、買収実行後、各対象市場での競争者数が 3 社以下に減ることとなると主張している。

同意命令案の条件に基づき、GPM と Empire は、買収実行後の 20 日以内に、各対象市場において燃料関連資産を独立した競争者に譲渡しなければならない。命令案では、GPM と Empire は、譲渡先に対して、対象資産譲渡後の 15 か月の間、必要に応じて移行サービスを提供しなければならない。

同意命令案は、分離維持命令案を含んでいて、また当事会社による順守状況の監視を行うための監視人を、FTC が任命できるようにしている。これらのさらなる詳細は、本件の「パブリックコメントを補助する同意命令案の分析文」に定められている。

FTC は申立書を発出し、同意命令案を受け入れることを 3-0-2 で承認した。本件について、Slaughter 委員と Wilson 委員が参加しなかった。本件同意命令案などは間もなく官報において公表され、公表の日から起算して 30 日の間、如何なる者でもパブリックコメントを FTC 宛に提出することができる。

³ Press Release, Federal Trade Commission, FTC Requires Divestitures as Condition of Arko Holdings Ltd.'s Acquisition of Empire Petroleum Partners, LLC, August 25, 2020.

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所
提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号で取り上げた2件は、ともに買収事件である。1件目は、ポーランドの石油ガス会社2社を統合する事案であり、欧州委員会による第二段階の詳細審査を経て資産売却等を含む問題解消措置の実施を条件に承認された。

2件目は、Alstom(フランス)とBombardier(カナダ)の鉄道部門の買収事案であり、本件も問題解消措置の実施を条件に認められた。なお、Alstomが本件に先立ち企図したSiemensとの鉄道部門の統合計画は、2019年2月6日に欧州委員会により禁止されている(従前の「海外ニュース」第213号(平成31年4月11日)にて紹介)。

1 買収事件

(1) 欧州委員会 PKN Orlen による Grupa Lotos の買収を条件付き承認(2020年7月14日)⁴

欧州委員会は、EU合併規則の下、PKN Orlen(以下「PKN」という。)による Grupa Lotos(以下「Lotos」という。)の買収を条件付きで承認した。本承認は PKN の提案した問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。

本日の決定は、欧州委員会による第二段階の詳細審査を経たものであり、ポーランドの垂直統合された石油ガス会社大手2社を統合するものである。両社とも、精製設備を有するポーランドのほか、中東欧諸国とバルカン諸国において事業活動を営んでいる。

欧州委員会の調査

欧州委員会は、詳細審査において詳細な情報と、合併により誕生する事業者の競争者と顧客からフィードバックを収集した。欧州委員会は調査の結果、当初届出のあった取引は、特に次の市場において競争を制限するおそれがあることに懸念を有していた。

- － ポーランドにおける自動車用燃料の卸供給市場
- － ポーランドにおける自動車用燃料の小売供給市場
- － ポーランドとチェコにおけるジェット燃料供給市場
- － ポーランドにおけるアスファルト等関連製品の供給市場

提案された問題解消措置

PKN は、欧州委員会の表明した競争上の懸念を解消するため、次の問題解消措置を提案した。

⁴ Press Release, European Commission, Commission clears Lotos' acquisition by PKN Orlen, subject to conditions, 14 July 2020.

- － Lotos の製油所の管理権のある 30%の株式を売却する。これにより購入者は、製油所のディーゼルとガソリンの生産の約半分について権利を有するほか、購入者は重要な備蓄所とロジスティック施設を利用できるようになる。
- － 独立したロジスティクス事業者に 9 か所の燃料備蓄所を売却し、あわせてポーランドの Szczecin 市に新たな建設するジェット燃料の輸入ターミナルについても完成後に譲渡する。
- － ポーランドにおける最大の燃料輸入ターミナルにおいて確保している容量を含め、Lotos が独立した備蓄所において確保している容量の大半を譲渡する。
- － Lotos の供給網の約 80%に相当するポーランド国内の 389 箇所の小売拠点を売却し、これらの拠点に自動車用燃料を供給する。
- － Lotos が British Petroleum と保有しているジェット燃料販売ジョイントベンチャー (JV)の株式の 50%を売却し、JV にはポーランドの 2 空港で備蓄施設の利用を認める。
- － 毎年の公開入札を通じてチェコの競争者に対し毎年 8 万トンを上限とするジェット燃料を提供する。
- － ポーランドにおけるアスファルト製造工場 2 箇所を売却するとともに、毎年 50 万トンを上限とするアスファルトと重質残油を購入者に供給する。

欧州委員会は、上記の売却措置と他の措置が実施されることで、売却事業の購入者と他の競争者が将来にわたり本件関連市場において合併により誕生する事業者と有効な競争を行えるものと判断した。特にディーゼルとガソリンの卸売市場については、購入者が製油所の株式を取得することで施設利用が容易となるため、原油を大量に輸入できるようになることが期待される。また購入者は、精製容量と原油の潜在的輸入を合わせることで、本件取引前の Lotos に匹敵する競争圧力を行使することが可能である。

よって欧州委員会は、上記問題解消措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本決定は、問題解消措置の全面的遵守を条件とする。

本件当事会社と商品

PKN はポーランドの統合された石油ガス会社である。同社は同国に所在する精製所 2 か所のうち 1 か所を所有するほか、リトアニアとチェコにも精製所を所有している。同社は、ポーランド、オーストリア、チェコ、エストニア、ドイツ、ラトビア、リトアニア、スロバキアにおける精製石油製品の卸売市場と小売市場において事業活動を行っている。また同社は、上流部門での原油と天然ガスの探索、開発、製造を行っているほか、石油化学市場においても事業活動を行っている。

Lotos は、ポーランドの統合された石油ガス会社である。同社は同国におけるもう 1 か所の精製所を所有している。同社はポーランドを中心にチェコ、エストニア、ドイツ、ラ

トビア、リトアニア、スロバキアにおいて精製石油製品の卸売市場と小売市場において事業活動を行っている。また同社も PKN と同様、上流部門での原油と天然ガスの探索、開発、製造を行っているほか、石油化学市場においても事業活動を行っている。

(2) 欧州委員会 Alstom による Bombardier の買収を条件付き承認(2020年7月31日)⁵

欧州委員会は、EU 合併規則の下、Alstom による Bombardier Transportation(以下「Bombardier」という。)の買収を条件付きで承認した。本承認は Alstom の提案した問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。

Alstom と Bombardier は、ともに世界における鉄道輸送部門の主導的事業者である。両社は幅広い製品群を有し、以下の製品の製造と供給を行っている。

- － 超高速、幹線、都市車両(鉄道)：超高速車両には最低時速 300 キロで走行する長距離鉄道のもの、幹線車両には都市間鉄道と地域内鉄道のもの、都市車両には地下鉄と路面電車のものが含まれる。
- － 幹線・都市信号システム：信号システムには、幹線鉄道網と都市鉄道網の安全情報を提供する軌道に敷設されるものと、車両に搭載されるユニット(以下「OBUs」という。)が含まれる。OBUs には、欧州統一列車制御システム(以下「ETCS」とする。)のシステムも含まれる。同システムは現在 EEA(欧州経済領域)全域で使用されており、欧州全域の基準に適合するのを容易にし、また相互運用性と安全な越境運行の一助となっている。

欧州委員会の調査

欧州委員会による調査の結果、当初届出のあった取引は、次の各分野において深刻な競争上の懸念を惹起するおそれがあることが明らかになった。

- (i) 高速車両部門において、合併により誕生する事業者は、非常に有力な地位を有するマーケット・リーダーとなるおそれがある。
- (ii) 幹線車両部門において、合併により誕生する事業者は、特にフランスとドイツにおいて両当事者をあわせると有力となっている地位がさらに強化されるおそれがある。
- (iii) 幹線信号部門において、合併により誕生する事業者は、ETCS の OBUs の他の供給者が、自己の製品を両社の既に敷設されている信号システム(レガシーOBUs)と運行中の両社製の車両(EEA 域内において最多数)に接続することをより困難にさせる能力と誘因を有するおそれがある。さらに本合併により誕生する事業者は、オランダにおけるレガシーOBUs を運用する上で欠かせない供給者となるおそれがある。

⁵ Press Release, European Commission, Commission clears Alstom's acquisition by Bombardier, subject to conditions, 31 July 2020.

れがある。

なお、本件調査の結果、幹線と都市信号市場を中心とする他の市場においては Bombardier の EEA における地位が極めて限定的であるため、競争上の懸念を惹起するものではないことが確認された。

提案された問題解消措置

Alstom は欧州委員会の競争上の懸念を解消するため、次の問題解消措置を提案した。

(i) 現在 Bombardier が日立と共同で行っている超高速プラットフォーム(Zefiro V300)に関する同社の資産を売却する。また Alstom は、欧州における超高速車両製造の最大の機会となっている HS2 について、Bombardier と日立のコンソーシアムにおける共同入札を実施する方策に関与する。

(ii) (a)Alstom の幹線向け Coradia Polyvalent プラットフォーム、(b)Alstom のフランス Reichshoffen に所在する製造施設、(c)Bombardier の幹線向け Talent 3 プラットフォーム、(d)Bombardier のドイツ Hennigsdorf に所在する製造施設の一部を売却する。

(iii) 信号の競争者に対し、レガシーOBUs を供給し、必要な接続情報とサポートを提供する。

(iv) すべての関連する運営者に対し、オランダのインフラ運営会社 Prorail へレガシーOBUs を提供する。

最終的な解消措置は、市場参加者からのフィードバックを受けて大幅に改善されることで、欧州委員会が認定した競争上の懸念に応えるものとなった。よって欧州委員会は、上記問題解消措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本決定は、問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。

本件当事会社と商品

Alstom はフランスを本拠とし、全世界で鉄道事業を行っており、幅広い鉄道事業(超高速鉄道から地下鉄、路面電車、電気バスまで)と関連サービスのほか信号システム、乗客システム、インフラシステム、鉄道電化システム、デジタル・モビリティの各事業を営んでいる。

Bombardier Transportation は、Bombardier の世界的な鉄道システム部門である。Bombardier はカナダを本拠とする多様な工業グループであり、建設、財産、電気通信、メディア部門において事業活動を営んでいる。Bombardier Transportation はドイツに本拠を置き、輸送システムとサービスを補完するため、鉄道から関連システム、信号に至る広範な鉄道部門を有している。

なお、本件取引は 2020 年 6 月 11 日に欧州委員会へ届出のあったものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)